地域と取り組む災害対策！

すみだ防災ガイド

事業所編

墨田区

はじめに

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震や平成 30 年 6 月の大阪府北部地震、同年 9 月の北海道胆振東部地震など、近年は全国各地で甚大な被害をもたらす地震が発生しています。また、令和元年には台風 15 号、19 号といった非常に勢力の強い台風が上陸し、河川の氾濫や家屋の倒壊などの被害が相次ぎました。

このようにいつ発生するか分からない自然災害に備えて、事業所には、いざという時のために従業員や来客者の安全を確保し、事業所の経営継続、早期復旧を図ることが求められます。

本書は、事業所が地域に貢献できること、災害に対する事前の備え、区の防災対策などについて紹介したものです。本書を通じて、事業所が果たすべき役割や責務について理解していただき、地域とともに防災力を強化していきましょう。

令和2年3月　墨田区

目　次

首都直下地震と墨田区の被害想定……Ｐ１

事業所の特徴、事業所の責務……Ｐ２

事業所の防災協力の重要性……Ｐ３

事業所が地域に貢献できること……Ｐ４～５

災害に対する事前の備え……Ｐ６～７

帰宅困難者対策のポイント……Ｐ８～９

防災計画の作成について……Ｐ９

発災後に取るべき行動……Ｐ１０

区の産業振興施策＜経営支援課＞……Ｐ１１

区の防災対策……Ｐ１２

首都直下地震と墨田区の被害想定

近い将来に発生するとされている大規模地震は、関東から九州の広い範囲で大きな被害を及ぼすであろうとされている南海トラフ地震をはじめ、いくつかあります。首都直下地震も、その一つであり、今後 30 年以内に発生する確率が 70%と高い数字で予想されています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源の東北地方から遠く離れた東京においても、多くの帰宅困難者や液状化などが発生しました。これらを受け、東京都防災会議は、平成 18 年度に策定した「首都直下地震による東京の被害想定」の見直しを行い、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。「首都直下地震等による被害想定」のうち、火気器具の使用が多い冬の夕方が最も大きな被害が出ると想定されており、墨田区の場合は下表のとおりとなります。

前提条件	地震発生時刻	冬の午後6時
	震源	東京湾北部
	風速	8m／秒
	マグニチュード	M7.3
	震度	6強

建物被害	全壊棟数	総数	17,657棟
		ゆれ液状化	9,902棟
		地震火災	7,755棟
出火	出火件数	総数	32件
	焼失棟数（倒壊建物を含まない）		7,755棟
昼間人口			262,514人
夜間人口			247,606人
人的被害	死者数	総数	665人
	負傷者数	総数	7,121人
		うち重傷者	1,312人
	避難者数（1日後）	総数	144,939人
		うち避難所生活者数	94,211人
	帰宅困難者	総数	79,083人
	自力脱出困難者	総数	3,713人
閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数	台数		340台

事業所の特徴

『墨田区は23区内でも屈指のものづくりのまち』

墨田区は全産業のうち、製造業の占める割合が多く、様々な業種の製造業が集積しています。

23区の工場数

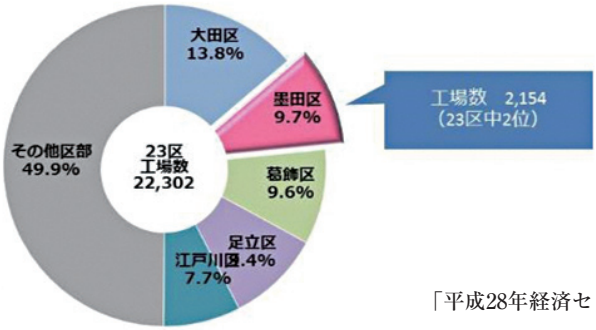

「平成28年経済センサス活動調査」より

『従業員が9人以下の小規模事業所が約8割を占める』

墨田区は小規模事業所の割合が多く、地域に密着した事業所が数多くあります。

従業員規模別にみる事業所の割合

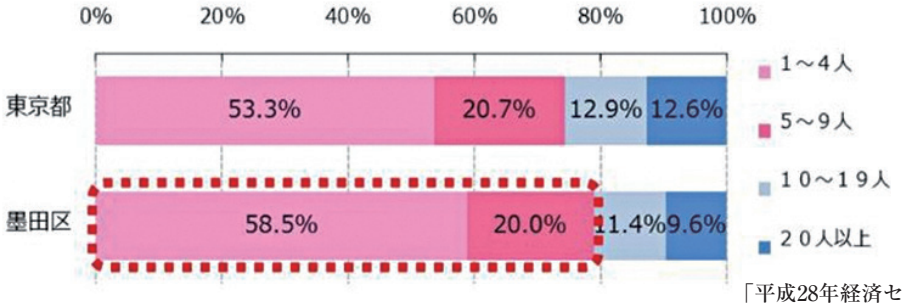

「平成28年経済センサス活動調査」より

事業所の責務

東京都では、震災に関する予防や応急、復興の対策について、都民、事業者、東京都との責務を明らかにし、地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るため、東京都震災対策条例を定めています。

事業所の責務については、本条例で以下のように定められています。

第九条　事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2　事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

3　事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業所の防災協力の重要性

■ 事業所は地域防災の担い手

日頃から「自分の身は自分で守る」と言われているように、災害発生時には「自助」の活動が重要となります。事業所でも従業員や来客者の安全確保を最優先に行いますが、その他にも事業所には地域防災の担い手として「共助」の活動も期待されています。

事業所は、次のような特徴を持っていることから、地域の防災力強化のカギを握っていると言えます。

①地域に密着し、被災地の近くに所在することから迅速な初動対応が可能です。
②平時における事業所の活動の中で培った組織力が発揮できます。
③専門的な資器材やスキルを保有し、多様な活動が可能です。

■ 事業所が災害対応を行うことのメリット

事業所が積極的に災害対応にあたることは、事業所自身の被害軽減に繋がり、結果として経営継続や早期復興に結びつきます。

また、防災に関する知識を習得することで、従業員自身の「自助」の活動にも大きく役立ちます。

地域貢献を行うことで、従業員一人一人が社会人としての自覚と自信を持ち、事業所全体の活性化にも繋がります。

さらには地域との信頼関係の醸成、社会的評価の獲得、事業所の認知度の向上など、大きなメリットがあります。

事業所が地域に貢献できること

■ 事業所の防災体制の確立

●事業所の防災に対する考え方を定め、それに基づき災害時の行動計画を立てておくことが重要です。さらに発災を想定し、あらかじめ従業員の役割を決め、訓練を行うことが大切です。

●来客者や従業員を安全に避難させるためには、事業所内での避難場所を決めておくことや、地域で安全な場所はあるか確認しておくことが必要です。また、事業所の耐震性、不燃性に問題がないかも定期的に確認する必要があります。

■ 資器材の提供と救助活動

●地震による建物の倒壊により、生き埋めや下敷きになった人の救助活動は一刻を争います。そのようなときに事業所が保有している各種資器材（スチールパイプ、バール、チェーンソー、ジャッキ、フォークリフトやショベルカーなど）の提供・出動は地域にとって非常に心強いものとなります。

●いざという時のために応急手当の知識と技術を身につけておけば、多くの住民の命を救うことができます。そのような人を増やすことが地域の貢献に繋がります。

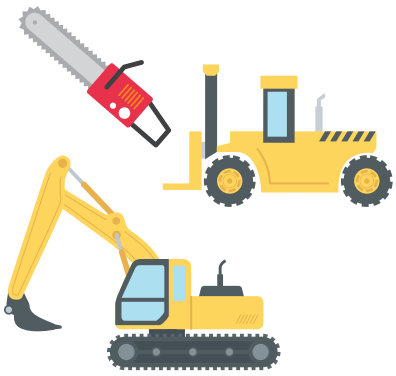

■ 地域へのアプローチ

●貢献できることがあっても地域に知ってもらわなければ意味がありません。事業所のホームページやSNSなどを活用してどのようなことができるか積極的に情報を伝えましょう。

●地域住民と顔なじみになることもとても大切です。地域の防災訓練に参加して、町会・自治会（住民防災組織）や消防団の方たちと接触する機会を持ちましょう。事業所が地域住民と交流を持てるようなイベントを企画することも効果的です。

■ 事業所内施設の提供

●近隣の住民が、家屋の倒壊やその危険がある場合、延焼火災により居住地に戻れない場合には指定された避難所で生活することになりますが、その場所まで移動できない場合には一時的な避難場所として、事業所内の施設を提供することが望まれます。

●施設を提供するにあたり、あらかじめ提供可能な場所や約束事を決め、周知することで、地域住民は安心して生活を送ることができます。

■ 食糧・物資・医薬品の提供

●大規模な地震や水害が起こった時には電気、ガス、水道などのライフラインをはじめ、食糧の流通も途絶えてしまいます。また、近くの病院が再開されるまでかなりの時間を要します。

●飲料水や非常食などの備えは「自助」でできることですが、地域からの要望にも応えられるよう、食糧の他にも毛布・タオル、発電機などの物資や、来客者や従業員が怪我をした時のために応急救護セットも準備しておくと良いです。

■ 人的資源の活用

●発災直後は事業所内の安全確保を最優先に行いますが、ひと段落した後は、地域の消火活動や担架による負傷者の搬送活動への参加、119番通報の協力などが求められます。

●いざという時に慌てないためにも、従業員に防災訓練への参加や防災に関する講習の受講を促しましょう。日頃から災害時の活動内容について理解しておくことが大切です。

●地域に対して支援活動の範囲をあらかじめ決めておくことが迅速な応急活動に繋がります。

災害に対する事前の備え

■ 防災マップ・水害ハザードマップの確認

●区では、地震や火災が発生し、避難が必要になった時の避難場所等を記載した「墨田区防災マップ」を作成しています。地域ごとに一時（いっとき）集合場所、避難場所、指定避難所が異なりますので、災害に備えて、あらかじめ避難経路を確認しましょう。

●また、荒川が氾濫した時に浸水する深さや浸水が継続する時間などを記載した「墨田区水害ハザードマップ」も作成しています。荒川の氾濫時は、区内のほぼ全域が浸水する想定となっています。事前の確認をお願いします。

下記のQRコードからマップをダウンロードできます。

◆墨田区防災マップ◆

◆墨田区水害ハザードマップ◆

問合せ先

＜墨田区防災マップに関すること＞	防災課	電話：（０３）５６０８－６２０６
＜墨田区水害ハザードマップに関すること＞	都市整備課	電話：（０３）５６０８－６２９０

■ 室内の什器や機器の転倒防止・ガラスの飛散防止

●室内にある什器や機器などの転倒、落下防止対策を講じることは地震による被害を軽減するだけでなく、避難経路への誘導や救護活動などをいち早く行うことに繋がります。

●什器類の転倒防止にはL字金具、鎖、ポール式器具（つっぱり棒）などを用いて固定することが望ましいとされています。また、テレビやデスクトップ型パソコンについてはテープ式・バンド式で固定する他、粘着性のマットなどを敷いて落下、移動防止に努めましょう。

●窓や事務用棚などのガラスに飛散防止フィルムを張り付けたり、開き戸にストッパーを取り付けたりするなど飛散防止対策を行いましょう。

●飛散防止フィルムはサッシを含めて全面に貼る必要があります。もしサッシまで貼っていないと大きな固まりで落下することがあります。

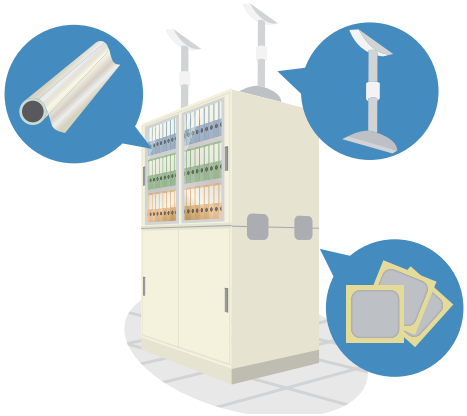

■ 停電時の対策

●停電への備えとして、懐中電灯や乾電池などを用意しておきましょう。大規模災害時には復電までの目安として１週間程度かかると言われていますので、予備の乾電池も十分に用意しておく必要があります。

●懐中電灯だけでなく、発電機（非常用電源装置）や蓄電池、その動力となる燃料などを日頃から準備しておくことも大切です。電力を確保することで、事業を早期に復旧させることができます。

■ 墨田区防災マップアプリの活用

●GPSを利用することにより最寄りの一時（いっとき）集合場所や避難場所を自動表示する他、インターネット通信環境がない状態（オフライン）でも、アプリ内に保持した地図を参照することができます。

●このアプリは外国の方も利用できるように、地図上に日本語と英語を併記し、凡例（アイコン）の説明を日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語でそれぞれ表記しています。

●防災パンフレット「地震に備えて」や「墨田区水害ハザードマップ」などの資料の閲覧も可能です。

●災害発生時にはインターネット通信ができなくなる可能性もありますので、事前のダウンロードをお願いします。

Google等の検索エンジンで
「墨田区防災マップ」と
検索するか、以下のQRコードを
読み取るとアプリの
ダウンロードページに移行します。

Google Play

App Store

帰宅困難者対策のポイント

事業所における帰宅困難者対策のうち、知っておいていただきたいポイントをまとめました。従業員や来客者の安全確保のためにも、ご確認ください。

■ 一斉帰宅の抑制の呼びかけ

●発災直後は交通機関が麻痺（マヒ）するため、行き場を失った多くの人がターミナル駅や歩道に滞留します。大きな混乱の中で従業員を帰宅させることは、二次被害（群衆雪崩・火災・建物倒壊など）に遭う可能性があるばかりでなく、救命・救助の妨げとなってしまいます。

●発災後72時間はむやみに従業員や来客者を移動させず、安全な場所に留まらせるよう平時から従業員に周知しておきましょう。

■ 安否体制の整備

●従業員が外出しており事業所にいない時や夜間・休日に地震が発生した時には今後の活動方針を決定する上で、従業員の安否確認を行う必要があります。安否確認の方法として、従業員の連絡網を作成する他、電話での連絡がつかない時のために非常用の連絡手段も用意しておくことが望ましいです。

●大規模災害時の後は、交通機関の運行停止等の影響を受けて、来客者もしばらく事業所内に留まる可能性があります。来客者が帰った後に安否等についての問合せが入ることも考えられるので、事業所内にいる来客者の情報（氏名、会社名、連絡先、怪我の有無、事業所からの退出時間等）は記録しておくようにしましょう。

●災害時に従業員の安否確認を行うには、携帯各社の災害用伝言板等の活用の他、事前に連絡手段についてよく話し合っておくことが大切です。

携帯各社の災害用伝言板の利用方法および詳細については、下記のHPをご確認ください。

◆NTTドコモ …… https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

◆ソフトバンク…… https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/

◆au（KDDI）…… https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/

◆Y！mobile …… https://www.ymobile.jp/service/dengon

NTTドコモ　ソフトバンク　au（KDDI）　Y!mobile

■ 事業所内待機のための備蓄品の確保

●事業所は従業員を数日間施設内に待機させることを想定し、停電や断水、トイレが使用できなくなった時の対策として最低でも３日分の備蓄をしておくように努めましょう。

３日分の備蓄の目安は下記のとおりです。（帰宅困難となった来客者のためにこの備蓄量の10%程度を余分に備蓄しておくことが望ましいです。）

・飲料水…１人当たり１日３リットル（合計９リットル）
・食糧（クラッカー、カップ麺、缶詰等）… １人当たり１日３食（合計９食）
・季節に応じた小物…（夏）タオル、保冷剤等 ／（冬）携帯カイロ、手袋等
・物資…毛布や保温シート、簡易トイレ、トイレットペーパー、ビニールシート、携帯ラジオ、救急医療薬品、携帯電話の充電器など

防災計画の作成について

●事業所は東京都や区市町村が作成する地域防災計画を基準とした事業所防災計画を作成し、首都直下地震に備えるようにしましょう。

●事業所防災計画とは、東京都震災対策条例に基づき地震の被害を軽減するために事業所単位で作成する防災計画です。事業者は次の①～③について定めることとされています。

①震災に備えての事前計画　②震災時の活動計画　③施設再開までの復旧計画

●事業所防災計画のうち、消防計画または予防規程に事業所防災計画の内容を定める場合は、管轄内の消防署への届出などが必要となります。

事業所の形態		事業所防災計画の作成要領	消防署への届出等
一般事業所	消防法第36条に定める、防災管理者の選任が必要な事業所	防災管理に係る消防計画の中に必要な事項を定めます。	必要
	消防法第8条及び火災予防条例第55条の3に定める、防火管理者の選任が必要な事業所	防火管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めます。	必要
	上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
危険物施設を有する事業所	消防法第14条の2に定める、予防規程の作成が必要な危険物施設	予防規程の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めます。	必要
	上記以外の危険物施設	単独に事業所防災計画を作成します。	不要

参考：東京消防庁「従業員を守る「事業所防災計画」を作成しましょう」より抜粋

発災後に取るべき行動

■ 正確な被害情報の収集

●発災直後は混乱の中、様々な情報が錯綜しています。従業員や来客者の安全を守るためにも、正確な情報の収集が必要となります。

●従業員や来客者を帰宅させるか待機させるか判断するためにも地震の規模、河川の氾濫の可能性、交通機関の運行状況、道路や橋の通行状況などの情報は特に重要です。

●主な情報収集の方法は下記のとおりです。

「広域的な情報」	• テレビ　• インターネット　• ラジオ • 防災関連アプリ（スマートフォン）
「区内の情報」	• テレビ（dボタンを押すと避難所の開設状況などが確認できます） • 区ホームページ • すみだ安全・安心メール（事前登録が必要です） • 防災行政無線 • 緊急速報メール • SNS（ツイッター、Facebook）

■ 事業所内の安全確認

●事業所内をくまなく確認し、危険な箇所はないか把握しましょう。

●ライフライン（電気・ガス・水道）や事業所内の設備に異常はないか確認しましょう。

●危険な箇所には張り紙をするなど、人が立ち入らないようにしましょう。

●事業所内で怪我をした従業員や来客者はいないか確認しましょう。もし怪我をした来客者がいた場合は８ページの安否体制の整備の内容に沿って記録しておきましょう。

■ 地域と連携した応急活動への取組

●事業所内の被害状況を確認し、従業員や来客者の安全が確保できた後は、地域の被害状況についても確認しましょう。

●被害が発生していた場合は、４～５ページの内容を基に事業所と地域とが連携して消火活動や救助活動などに取り組みましょう。

区の産業振興施策＜経営支援課＞

■ 若手経営者育成～フロンティアすみだ塾～のご紹介

フロンティアすみだ塾は、中小企業の事業を継承し、次代を担う人材の育成を目指すビジネススクールで、経営者として直面する様々な課題を自ら考え、克服する力を鍛錬・養成することを目的としています。運営は、区、関係機関、区内産業人で構成する「すみだ次世代経営研究協議会」が行っています。内容は、概ね毎月１回の講義のほか企業視察や合宿などを取り入れています。

現在、多くの卒塾生が若手経営者として自社の発展だけでなく、区の地域振興や産業振興施策で活躍しています。東日本大震災の時には被災した他都市の事業者の支援活動をしたという実績もあります。

お近くに経営者として成長したいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ「フロンティアすみだ塾」をご紹介ください。

問合せ先：経営支援課　　電話：（０３）５６０８－６１８５

■ 商工業融資、設備資金のご紹介

区では、区内中小企業者の事業経営の向上と安定を図るため、金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、低利で利用できる各種融資のあっせんを行っています。

区商工業融資の「設備資金」は、区内中小企業者による建物の修繕や新・増改築、機器や車両の購入などにご活用いただけます。

詳細はこちらをご参照ください。

https://www.city.sumida.lg.jp/sangyo_matidukuri/sangyo/yuusi/kunoyusi.html

問合せ先：経営支援課　　電話：（０３）５６０８－６１８３

区の防災対策

■ 区では、事業所などの防災意識を高める施策を推進しています。

●地震体験車「すみだぐらぐら号」の運行

震度７までの地震を体験することができる人工地震発生装置を備えています。東日本大震災や熊本地震など、過去の地震の揺れを体験することができます。事業所の防災訓練などでご活用ください。

●防災フェアや総合防災訓練などの実施

震災への関心と防災意識の高揚を図るため、毎年９月に防災フェアと総合防災訓練を実施しております。また、小学校など学区域の町会・自治会、学校、PTAなどで構成された地域防災活動拠点会議において、指定避難所に備蓄している物資や資器材を活用した防災訓練を実施しております。近隣の商店街や事業所、消防団とも連携し活動しています。

●防災DVDの貸出し

防災意識や防災知識を普及するためのDVDを貸し出しています。事業所で行う防災訓練や研修会などにご活用ください。

●災害時の協力協定

災害時に積極的・効率的な協力が得られるよう、あらかじめ協力内容などについて協議のうえ、民間団体と物資の供給、施設への一時避難収容、人材の派遣などに関しての協力協定を締結しています。

●墨田区復興支援組織

区では、国家資格などを有する各種の専門家で構成される墨田区災害復興支援組織を設置し、専門能力を活用した支援を行うための体制を整備しています。墨田区復興支援組織の専門家が、防災出前講座を行っておりますのでお問合せください。

問合せ先：防災課　　電話：（０３）５６０８－６２０６

すみだ安全・安心メール

「すみだ安全・安心メール」は、お持ちのスマートフォン・パソコンなどに墨田区内の防災・防犯情報などを配信するサービスです。

※登録料・情報料は無料ですが、送受信に係る通信料は利用者負担となります。

登録方法・注意事項につきましては右記QRコードからご確認ください。

問合せ先：安全支援課　　電話：（０３）５６０８－６１９９

MEMO

すみだ防災ガイド

ー 事業所編 ー

墨田区都市計画部危機管理担当防災課
〒130-8640　東京都墨田区吾妻橋1-23-20
電話：03-5608-6206